

未解決の医療問題への対応（医療安全制度の創立）

平成22年4月より、客観性と医学的公正性を明確にするため、以下のとおり医療事故調査の手順を変更した。

1. 経過報告書の様式を統一化して、報告の質を均一化した。
2. 事故調査委員会の発足について、従前は責任者が個人で判断し基準が曖昧であったが、公的に事故防止対策委員会で判断することとした。
3. 事故調査委員会で行われる全ての検討には、複数の外部専門家の意見を入れた。

（平成22年4月以降の状況）

経過報告書の提出・・・15件

→・家族面談等の患者対応として解決したもの・・・2件

・事故防止対策委員会開催・・・13件（事故調査委員会3件発足）

→そのうち、12件解決。1件は調査報告書作成中。

（従前）

平成19年から22年3月までで、外部委員を招聘した事故調査委員会は3件のみ。

この3件は、いずれも外部機関との関連の中で外部委員の意見が必要となったものであり、病院として自発的に事故調査委員会を立ち上げて外部専門家の意見を聴取して客観性と医学的公正性を求めたものではない。